

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成23年9月29日(2011.9.29)

【公表番号】特表2006-525058(P2006-525058A)

【公表日】平成18年11月9日(2006.11.9)

【年通号数】公開・登録公報2006-044

【出願番号】特願2006-506206(P2006-506206)

【国際特許分類】

A 6 1 B 1/267 (2006.01)

A 6 1 B 1/273 (2006.01)

【F I】

A 6 1 B 1/26

【誤訳訂正書】

【提出日】平成23年8月15日(2011.8.15)

【誤訳訂正1】

【訂正対象書類名】特許請求の範囲

【訂正対象項目名】全文

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

本体部およびブレード部を備えて内診を行うための医療装置であって、前記ブレード部は、少なくとも一部が透明で、部分的にチャンネルが走行している少なくとも一部が剛性であるプローブ手段を備え、チャンネル内にカメラを設けたことを特徴とする医療装置。

【請求項2】

剛性であるプローブ手段の全体が、透明である請求項1に記載の医療装置。

【請求項3】

前記剛性プローブ手段の透明な部分の少なくとも一部は、前記カメラとともに使用するレンズを形成することを特徴とする請求項1または2に記載の医療装置。

【請求項4】

前記剛性プローブ手段は、へら状の形状を有し、剛性プローブ手段のチャンネルが、カメラ素子にスリープのように嵌っていることを特徴とする請求項1から3のいずれか一項に記載の医療装置。

【請求項5】

前記医療装置は、喉頭鏡であることを特徴とする請求項1から4のいずれか一項に記載の医療装置。

【請求項6】

前記チャンネル内に光源を設けたことを特徴とする請求項1から5のいずれか一項に記載の医療装置。

【請求項7】

前記チャンネルに補強素子を設けたことを特徴とする請求項1から6のいずれか一項に記載の医療装置。

【請求項8】

補強素子は、スチールロッドの形態であることを特徴とする請求項7に記載の医療装置。

【請求項9】

前記本体部は、前記カメラによって取り込んだ画像および他のいずれの情報をも示す画面を備えたことを特徴とする請求項1から8のいずれか一項に記載の医療装置。

【請求項 10】

前記本体部と前記ブレード部との間でデータが無線で転送されることを特徴とする請求項1から9のいずれか一項に記載の医療装置。

【請求項 11】

前記本体部と前記ブレード部双方に存在する接点を介し、前記本体部と前記ブレード部との間でデータが転送されることを特徴とする請求項1から10のいずれか一項に記載の医療装置。

【請求項 12】

光伝達手段によって、データが本体部とブレード部間で転送されることを特徴とする請求項10に記載の医療装置。

【請求項 13】

無線周波数転送手段によって、前記本体部と前記ブレード部との間でデータが転送されることを特徴とする請求項10に記載の医療装置。

【請求項 14】

レンズを使用して、前記ブレードの湾曲した部分または角度のついた部分を通し、画像の転送および／または光の伝達を行うことを特徴とする請求項1から13のいずれか一項に記載の医療装置。

【請求項 15】

反射手段を使用して、前記ブレードの湾曲した部分または角度のついた部分を通し、画像の転送および／または光の伝達を行うことを特徴とする請求項1から14のいずれか一項に記載の医療装置。

【請求項 16】

少なくとも一部が透明で、部分的にチャンネルが走行していることを特徴とする内診用の請求項1から15のいずれか1項に記載の医療装置とともに使用するための喉頭鏡のブレードである剛性プローブ手段。

【請求項 17】

前記チャンネルを長手方向に通したことを特徴とする請求項16に記載の剛性プローブ手段。

【請求項 18】

剛性であるプローブ手段の全体が、透明であることを特徴とする請求項16または17に記載の剛性プローブ手段。

【請求項 19】

前記剛性プローブ手段の少なくとも一部は、レンズを形成することを特徴とする請求項16から18のいずれか一項に記載の剛性プローブ手段。

【請求項 20】

前記剛性プローブ手段は、へら状の形状を有することを特徴とする請求項16から19のいずれか一項に記載の剛性プローブ手段。

【誤訳訂正2】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】0008

【訂正方法】変更

【訂正の内容】

【0008】

本発明の第1の態様によれば、本体部およびブレード部を備えた内診を行う医療装置であって、ブレード部は、一部が透明で、部分的にチャンネルが走行している少なくとも一部が剛性であるプローブ手段を備え、チャンネル内に画像取り込み手段を設けたことを特徴とする医療装置が提供される。代替実施形態において、チャンネルに光源を設けることもできる。所望の場合、この光源は、カメラ素子を伴うこともできる。

【誤訳訂正3】

【訂正対象書類名】明細書

【訂正対象項目名】 0020

【訂正方法】 変更

【訂正の内容】

【0020】

本発明の第2の態様によれば、少なくとも一部が透明で、部分的にチャンネルが走行していることを特徴とする内診用の医療装置とともに使用する剛性プローブ手段が提供される。